

South China - Asia Business Report



華南・アジア ビジネスレポート

Channel to Discovery

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

中国医療機器市場への第一歩
～参入のためのライセンス概要～ 3

華南から内陸へ②

中国内陸部を目指す日系企業と
広西チワン族自治区の現状 7

Regional Business

India インドの税制[38]
2012 年度インド予算案の概要
～税制改正のハイライト（前編）～ 11

Vietnam
ベトナム個人所得税
～出張者の免税適用における実務上の留意点～ 15

China 解説・中国ビジネス法務[3]
著作権法（改正草案）の公開意見募集に関する通知 19

China
ISO26000 の基本的原則と関連する中国法の存在 22

Macro Economy

アジア各国・地域主要経済指標 27
～国内総生産（GDP）編～

Briefs

Topics

中国医療機器市場への第一歩～参入のためのライセンス概要～

中国では経済発展に伴う所得増を背景に、都市部を中心に高品質な医療サービスへのニーズが高まっている。かかる状況下、医療機器関連市場も急成長を遂げており、品質や技術面などで競争力の高い日系など外資企業がハイエンド市場をねらって参入に挑むケースも増えている。医療機器市場への外資参入にかかる諸規定や、進出時に取得すべきライセンスについて、概説する。

**華南から内陸へ②****中国内陸部を目指す日系企業と広西チワン族自治区の現状**

華南から内陸中部地域への日系企業の動きを追った第一弾に続き、第二弾では西部地域のうち、広東省とベトナムに隣接し、ASEAN 市場との結節点という地理的優位性を備える広西チワン族自治区の投資環境にスポットをあてる。

広西は中央政府の優遇税制を享受可能な西部大開発地域に含まれるなど広東省にはない魅力を持つ半面、ベトナム側のインフラ整備の遅れ等から ASEAN 市場に至近という物流面での優位性が存分に生かしきれないなど発展途上の面も多い。現地視察に基づいた広西の魅力と課題をレポートする。



Regional Business

インドの税制[38] 2012 年度インド予算案の概要～税制改正のハイライト(前編)～

2012 年度財政予算案と併せて発表された税制改正案のなかから、インド進出日系企業の関心が高い法人税や移転価格税制にかかわる変更点を取り上げる。法人税関連では、インド子会社から日本などの親会社への配当時に課された配当分配税の非課税化、株式売買に伴うインド企業への支配権の間接移転に対する課税範囲の拡大などに触れる。移転価格税制関連では、対象となる取引範囲の拡大や、国外関連取引の範囲規定などについて解説する。

ベトナム個人所得税～出張者の免税適用における実務上の留意点～

ベトナム短期出張者に対する個人所得税は、滞在期間等の諸要件を満たせば、原則的に租税条約に基づき免税適用が可能である。しかし、免税適用には事前申請が必要であることに加え、ベトナム当局側が申請手続きに不慣れなことや、申請が承認ではなく受理ベースであるため、将来的な税務調査で免税適用外と判断され、追徴課税が発生するリスクもある。短期出張者の免税適用をめぐる実務現場で留意すべきポイントと対応策を説明する。

解説・中国ビジネス法務[3]著作権法(改正草案)の公開意見募集に関する通知について

中国国家著作権局はこのほど、三度目の改正となる「著作権法」改正草案を発表した。新たに加わった著作権の拡大集団管理制度に関する規定や、著作権をめぐる紛争に対する行政調停制度のほか、音楽著作物の無断利用につながるとして内外の音楽業界から懸念の声も聞かれる録音製品の著作権法定許諾制度などについて、草案の要点をまとめた。

ISO26000の基本的原則と関連する中国法の存在

粉ミルクのメラミン混入事件などを筆頭に、中国では企業の社会的責任の欠如を示す事件が相次いでいる。中国経済の世界経済への影響度が増すなか、同方面に対する国際社会の関心も強まっており、中国における法整備や意識向上が待たれている。他方、国際標準化組織（ISO）が2010年に公表した「ISO26000 社会的責任規格」は、企業の社会的責任をめぐる世界スタンダードとみなす傾向が広がってい

る。ISO26000と、これに対応する中国現行法について紹介する。

Macro Economy

アジア各国・地域主要経済指標～国内総生産(GDP)編～

アジア各国・地域の人口と経済規模・1人当たりGDPを比較一覧し、経済成長率の推移を概観する。2011年は、経済規模では中国が7.3兆米ドルで昨年に続き首位を維持し、これに日本、インドが続いた。また、1人当たりGDPでは、シンガポールが約5万米ドルで首位となり、これに日本、香港が続いた。同年の経済成長率は、日本を除いて各国・地域ともプラス成長を維持した。

Editorial

今年のゴールデンウィークは、震災後の自粛ムードに包まれた昨年から一転、日本各地の行楽地がにぎわいを取り戻したようです。中国人観光客の客足も戻りつつあるようで、観光業界の方々にとってはお得意様の再来にほっと一息、といったところでしょうか。

足元の香港では、2011年の観光客のうち7割を中国人が占め、その消費額は香港域内の小売売上高の1/3に相当する規模に上ったとのこと。日本や香港に限らず、いまや世界各地で中国人観光客を見かけることも珍しくなくなりましたが、中国の消費パワーはますます強まるばかりのようです。

一方で、今年第1四半期の中国の経済成長率は8.1%と、景気は減速傾向にあります。インフレ率の低下で金融政策にも緩和の兆しがみられるなど、いよいよ中国経済も踊り場に差し掛かっているのかもしれませんが。景気減速を背景に、中国人の財布のヒモが固くなっていくのか、あるいは、旺盛な消費意欲が続いていくのか——。しばらくは動向に目が離せません。(A)



中国医療機器市場への第一歩 ～参入のためのライセンス概要～

権田 理恵 みずほコーポレート銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー一課

中国では生活水準の向上とともに、都市部を中心に、より良い医療サービスに対するニーズが急速な高まりを見せている。公立病院で終日、市民が行列を作り診察の順番を待ち続けるのは従来どおりとしても、一昔前では考えられないような高額な医療費を求められる私立病院にも診察を待つ人があふれ、質の高い医療サービスに対するニーズの高さを如実に物語っている。

中国に対する世界の視線が、世界消費を支える「世界の工場」と目されていた時代から、最も有望な巨大市場を擁する国へと変わってから、はや数年が経つ。最近では、日系をはじめとする外資系企業の新規参入も、最初のハードルは高いものの、より競争力を発揮できる分野に集まっており、上述の医療関連事業もその例外ではない。

本稿では、近年急速な伸びを見せている医療機器関連市場について、新規参入の際のライセンスや規定につき、その概略を見ていくことにしたい。

1. 「医療機器」の概念と管轄当局

医療機器と一口に言っても、中国においてその指し示す範囲は、いわゆる「機械・器具」類にとどまらず、脱脂綿からハイテク機械まで非常に幅広い。これら中国国内で取り扱いが可能な医療機器は、すべて国家食品薬品监督管理局（「食品薬品监督管理局」を以下、「薬監局」と略称）の管轄下にあり、同局が作成した「医療器機分類目録」¹において分類管理がなされている。

目録上に掲載されている医療機器は編版で分類され、かつ、すべての品目にⅠ～Ⅲ類のランクが付されている。このランクに応じて、許認可ライセンスを発行する当局が市、省、国（中央政府）に分かれ、

当然の結果として、ライセンス取得にかかる手続きの難易度や所要時間に大きな差がでてくる。最も難易度が高いのは国家に申請を行うⅢ類で、「人体内部で使用されるなどの理由により、衛生・品質上の管理が厳格に求められるもの」と定義されている²。

たとえば「編版 6866 医療用高分子材料および製品」に属する品目を見てみると、輸血用機器・針などはⅢ類、手術用手袋はⅡ類、検査用手袋はⅠ類とされている。これらの製品を中国国内で製造する場合の許認可機関は、輸血用機器が国家薬監局、手術用手袋は製造拠点所在地の省・自治区・直轄市の薬監局、検査用手袋は所在市の薬監局

¹ <http://www.sda.gov.cn/gyx02302/flml.htm>

² 医療器機監督管理条例（国务院令第276条）第4条

となる³。

ちなみにこの薬監局は、正式名称が「食品薬品监督管理局」とある通り、その管轄範囲は薬品や医療機器のほか、食品、さらには化粧品と幅広い。広東省食品薬品监督管理局を例に見てみると、薬品は薬品安全监管処、薬品注册処、薬品流通监管処、食品は食品安全监管処、保健食品监管処、化粧品は化粧品监管処、医療機器は、医療器機监管処が、それぞれ管轄している。

2. ライセンス

薬監局管轄下の医療機器を中国国内で取り扱う場合、その品目がⅠ～Ⅲ類のどれに属するか、国内生産品であるか、海外からの輸入品であるか、など、状況に応じて必要なライセンスが異なる。

これらは、大別して①生産を行うための生産許可証、②販売(輸入・卸売)を行うための取扱許可証、③その製品を中国国内市場に流通させるための商品登録——の3つに分かれる。以下、順次概略をご紹介します。

① 生産許可証

中国国内で医療機器を生産する場合、「医療器機生産企業許可証」(以下、「生産許可証」と略)を取得する必要がある⁴。許認可機関は前述の通りⅠ～Ⅲ類ごとに異なり、広東省の場合、Ⅱ～Ⅲ類の新規申請は広州市内にある広東省薬監局で受け付けているが、うちⅢ類は省から国家に申請が上げられるしくみとなっている。一方、Ⅰ類は深圳市、

広州市など市の薬監局だが、手続きそのものは許認可というよりは登記(中国語で「備案」)に近いのが現状である。

ところで申請条件に関する規定をみると、工場に生産設備や品質管理の人員体制が整っていること、専門技術者がいること、品質検査体制が整っていること、などが細かく定められており、審査過程では、当局による現場立ち入り検査もある。つまり規定にもとづく限り、企業は「先に会社を設立し、建築・内装工事を済ませ、生産設備を搬入し、人員を確保した」体制を整えておかねばならないことになる。

しかし、実際には、ここで問題が生ずる。外資企業が会社を設立する場合、通常、地元の対外貿易経済合作部門で批准を取得するところから手続きが始まるが、同部門には専門分野の判定能力がないことから、「管轄当局の許認可を先に取得するよう」必ず求められる。つまり、薬監局は「先に会社を作れ」といい、対外貿易経済合作部門は「先に生産許可を取れ」というわけだ。

縦割り行政が色濃い中国ではよくある話だが、この点について薬監局に相談すると、往々にしてまず「生産許可証が不要な品目の工場を先に設立し、後で医療機器の生産設備や体制を整え、生産許可証を取得してはどうか？」というアドバイスが返ってくる。しかし、適当な製品があればよいが、無理に不要な製品の生産体制を整えるというのも非現実的な話である。

このため、薬監局では品目により「前置批准」(事前批准)や「籌建批准」(準備を進めることを認める批准)を発行することも可能としている。これらの批

³ 医療器機監督管理条例(國務院令第276号)第8条

⁴ 根拠法は医療器機監督管理条例、および「医療器機生産監督管理弁法」国家食品薬品监督管理局令2004年第12号。

准は、品目によってはルール化されているものもあるが、明文規定が整っておらず、個別対応となるケースも少なくないようである。このため地域や品目によって状況が異なることが予想され、事前に確認や交渉を進めておくことが肝要だ。

「籌建批准」を取得した場合、その主旨は「準備作業を許可する」ものであるため、生産体制が整った段階で、正式な生産許可証の申請を改めて行う必要がある。事業の計画を立てるに当たっては、その所要時間も考慮する必要があるだろう。

ちなみに生産許可証申請の所要時間について、当局の規定では、すべての書類がそろってから 30 営業日以内に批准可否の結論を通知するとされている⁵。しかし実際には、すべての書類を要求どおりにそろえ受理されるまでに、多くの時間を要することが予想されるのは言うまでもない。

なお技術・ノウハウ流出への懸念から、核心部分の工程は日本など海外の既存工場で行い、半製品を中国に輸入し、最終工程を行った上で中国国内販売したい、という企業もあるだろう。この場合、ポイントとなってくるのは、半製品の最終工程だけで生産許可証が取得できるかどうかと、仮にできた場合、産地表示をどのようにすべきか、という2点である。

前者については、工程の程度によっては生産許可証が取得できない可能性がある。また、産地表示に関しては、製品によっては、たとえ中国国内で包装しか行わない場合でも「メイド・イン・チャイナ」と表示することを求められる場合もあるので、注意が必要だ。製品を再び海外へ輸出する場合の表示

⁵ 広東省薬監局ウェブサイト

の判断は、薬監局のほかにも質量監督検験検疫局の規定に基づくことが求められている。

② 取扱許可証

国内生産はせず、輸入を含む仕入販売のみを行う企業については、商品取り扱いのライセンスである「医療器機経営企業許可証」(以下、「経営許可証」と略)を取得する必要がある⁶。Ⅲ類は国家、Ⅱ類は省・自治区・直轄市の薬監局で申請が必要であるが、Ⅰ類と、一部Ⅱ類製品については取得が免除されている⁷。

この経営許可証の申請条件にも、相応の資格を持つ専門技術者がいること、商品を取り扱う店舗や倉庫が適した面積や設備を有していること、取り扱いやアフターサービスのシステムを有していること、などの規定があり、審査の過程で実地検査も行われる。一方で、対外貿易経済合作部門では、生産許可証と同様、「先に薬監局の認可を取得するべし」という姿勢を崩しておらず、同じく「縦割り行政」の矛盾に苛まれかねない。

しかし深圳市薬監局へのヒアリングによると、同局による審査のポイントとなるのは、「能力的に相応の体制を整えることが可能かどうか」という点にあり、「すでにそれが実行されているかどうか」については、「社名」や「経営場所の確定」といった点以外は、計画や意向書の提出でもある程度可能、との見解を示している。「社名」や「経営場所の確定」

⁶ 根拠法は医療器監督管理条例、および「医療器機経営企業許可証管理弁法」国家食品薬品监督管理局令 2004 年第 15 号。

⁷ 「医療器機経営企業許可証管理弁法」第 3 条。Ⅱ類で経営許可証が不要とされているものについては、「『医療器機経営企業許可証』の申請が不要な第Ⅱ類医療器機製品目録の公布に関する通知」(国食薬監市〔2005〕239 号)を参照。

【表：医療機器関連の必要ライセンス】

	生産企業許可証		経営企業許可証		商品登録	
	国内生産	輸入販売	国内生産	輸入販売	国内生産	輸入販売
Ⅲ類	要(国家)	不要	不要	要(国家)	要(国家)	要(国家)
Ⅱ類	要(省)	不要	不要	要(省)	要(省)	要(国家)
Ⅰ類	要(市・登記)	不要	不要	不要	要(市)	要(国家)

(注) カッコ内は許認可機関

(資料) 政府各種ウェブサイトをもとにみずほ作成

は、通常ของบริษัท設立手続きでも事前に実行することなので、難易度の高い作業ではない。人員については、正式な雇用契約は会社設立後でなければできないので「雇用の意向・計画が示されればよい」、とのことであった。一方、生産許可証のように「前置批准」や「籌建批准」の発行が可能かどうか、という点については、一部の特別な品目以外には不可能、とのことである。

③ 商品登録

中国国内で医療機器を市場に流通させ、使用するには、国内製か輸入品かにかかわらず、その商品そのものが薬監局で許認可を受け、かつ登録（「産品注冊」）されていなければならない⁸。申請・登録先はⅢ類が国家薬監局、Ⅱ類は省・自治区・直轄市の薬監局、Ⅰ類が市級の当局であるが、海外からの輸入品の場合、本来何類に属するかに関わらず、国家薬監局での認可と登録が必要となっている。

Ⅱ・Ⅲ類の品目は登録に際し、当局指定の検査機構で品質検査に合格する必要がある⁹。検査の免除や後回しが認められているのは、同一企業の

類似商品がすでに登録されているなどの条件が整う場合¹⁰や、海外で発売済みの大型機器などの場合に限られている¹¹。またいったん登録しても、有効期限があるので、その満期前には更新手続きを行わねばならず、また商品の生産地や社名、規格などに変更があった場合は、変更手続きを行わねばならない。

国内製品の場合は、生産者が登録を行う必要がある。輸入品は輸入販売企業が手続きを行うことになるが、あくまで商品に対する登録なので、例えば中国国内代理店経由ですでに販売実績がある商品については、基本的には再度の登録は不要となっている。

上記でご紹介した各種ライセンスの概況をまとめると上表ようになる。本稿でご紹介したのは、あくまでもアウトラインであり、医療に関わる分野である以上、このほかにも細部にわたる規定があるのはいうまでもなく、また法規どおりに運用されていない可能性も多々あるものと考えられる。また、別の政府機関でも許可証取得が必要な場合もあるため、自社でプロジェクトを実行される前には、必ず十分な準備や確認をしておかれることをお勧めする。

⁸ 根拠法は「医療器機注冊管理弁法」国家食品薬品監督管理局令 2004 年第 16 号

⁹ 同弁法第 9 条

¹⁰ 同弁法第 13 条

¹¹ 同弁法第 15 条

Topics



華南から内陸へ②

中国内陸部を目指す日系企業と 広西チワン族自治区の現状

瀬谷 千枝 みずほコーポレート銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー一課

今回は中国内陸部における都市化の動きをはじめ、沿海地域で深刻化する労働力不足や加工貿易政策の変化により、日系企業の事業戦略において内陸を重視する傾向が高まっていること、また中部地域の代表格として、湖北省武漢市における最新動向についてご紹介した。第2部では、西部地域の概況と、当該地域の中でも最も広東省珠江デルタ地域に近い広西チワン族自治区（以下、広西）の投資環境についてご紹介する。

■ 西部地域の概況と西部大開発

前回解説したとおり、6省・5自治区・1直轄市から成る西部地域（図表1）は内陸部の中でいち早く中央政府の支援を受け、2000年から始まった『西部大開発』政策により、豊富な天然資源を生かした大規模開発を中心とする発展を目指している。第12次五カ年計画においてもこの方針は引き継がれており、「国家のエネルギー基地」「資源加工基地」「設備製造業基地」「戦略的新興産業基地」を建設すると明示。これらを推進するため、「西部大開発戦略をいっそう実施するにあたっての関連税収政策問題に関する通達」（財税[2011]58号）により、西部地域の奨励類産業を対象に、プロジェクトに関わる輸入設備の関税を免税とすること、また企業所得税率15%の優遇政策を2020年まで継続することが決まっている（次頁図表2）。

とはいえ、沿海部に比較的近い中部に比べ、西部地域は地理的に遠く、日系企業にとって具体的なイメージが付きにくいことが多い。直轄市として中国有数の都市に成長した重慶市や、同じく都市化が進む四川省成都市といった一部例外を除けば、製造業であれサービス業であれ進出のハードルがやや高い印象はぬぐえない。かかる状況下、西部大開発対象地域の中でも唯一、海に面するなど物流面での利便性が高く、第12次五カ年計画では

【図表1】内陸振興策対象地域



【図表2】西部大開発の企業所得税優遇策概要

期間	2011年～2020年(10年間)
税率	15%
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> 「西部地区奨励類産業目録」*で規定されている産業プロジェクトを主要業務とする企業 *当該目録は2012年4月現在、公布されていない。目録が公布されるまでは、以下に合致する企業が対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> 産業構造調整指導目録2005年版、同2011年版 外商投資産業指導目録2007年改訂版 中西部地区優勢産業目録2008年改訂版 主要業務の収入が収入総額の70%以上を占める
その他	主管税務局の承認要

(資料)「西部大開発を一層実施するに当たっての関連税収政策問題に関する通達」(2011年7月27日、財税[2011]58号)、「西部大開発戦略を深く実施することに関する企業所得税問題に関する国家税務総局の公告」(2012年4月6日、国家税務総局公告2012年第12号)

ASEANとの協力深化における重要拠点と位置づけられるなど、その潜在力の高さがひそかに注目を集めているのが広西である。

■ 中国-ASEANを結ぶ広西の優位性

広東省の西側、ベトナムと国境を接する広西は、沿海部における加工貿易政策の転換に当たり、西部大開発対象地域として各種優遇税制を引き続き享受できること、また、ベトナムなどASEAN各国との物流における優位性などから、珠江デルタの製造業企業にいち早く注目されてきた。

周知のとおり、中国と東南アジア各国間は「中国-ASEAN FTA」が発効しており、関税の減免など各方面で両地を一大地域経済圏とする取り組みが進んでいる。広西はこの両地域を陸路で結ぶ接続点として、区都・南寧で毎年、中国-ASEAN博覧会が開催されるなど中国の対ASEAN関係における窓口となっており、同自治区とASEANとの貿易額は2011年実績で前年比46.6%増の

95.6億米ドルと、右肩上がりの伸びを示している。

こうした広西の発展を支えているのが、恵まれた地理的環境と物流インフラの飛躍的な改善だろう(図表3)。珠江デルタ-南寧市間の輸送時間は高速道路で12時間程度、南寧市-中越国境は約3時間にすぎず、珠江デルタから南寧を經由しベトナム・ハノイまで、最短1泊2日での輸送が可能となっている。さらに11年末には中越国境そばに陸路国境上では中国初となる「広西凭祥総合保税區」が正式に稼働し、通関、貿易、保税物流・保管・加工、

【図表3】広西チワン族自治区の物流環境



国際配送まで一貫した物流サービスが可能となった(写真)。南寧市の南側一帯は中央政府が承認する「北部湾経済区」として、第12次五カ年計画でも優先的な発展が後押しされており、欽州保税港区や北海輸出加工区といった保税監管区域が設けられている。港湾で取り扱われているのは鉄鉱石をはじめ原材料が多いが、大型・深水バースの整備は着々と進行しており、潜在力は高い。

南寧市には国家経済技術開発区やハイテク産業開発区など複数の工業団地が設けられ、隣接する広東省などから移転してきた電子・電気部品関連企業のほか、機械・設備や食品加工など、国内および ASEAN 市場向けの内外企業が複数進出している。外資系の多くは香港・台湾の製造企業であるが、同市に製造拠点を構える日系企業によると、2012年1月から最低賃金が1,000元に引き上げられるなど人件費は上昇傾向にあるものの、珠江デルタ地域と比べ2/3程度にとどまっており、地元出身者が多いため離職率は10%未満にすぎないという。同社の近隣には台湾系大手 OEM メーカーが大規模な拠点を稼働させているが、これまでのところ採用についても特に問題は起きていないようだ。

他方、もともと農業が盛んな地域であっただけに、自治区内で最も発展した南寧ですら裾野産業の育成が追いついていないと言いき難い。特に輸出加工を行う外資企業については、調達・納品先企業が珠江デルタに集積していること、また上述の広西-広東省間の物流環境の改善もあり、現状では部材を珠江デルタから調達し、完成品を珠江デルタへ陸路で輸送、あるいは珠江デルタの港湾から輸出するスキームを採るケースが多いという。言い換えれば、労働力不足に悩む珠江デルタの製造拠点を補



中国初の陸路国境上の保税区～广西凭祥総合保税区

完する、衛星工場の設置候補先として広西の検討が可能とも考えられ、南寧市や広東省に近い自治区東部地域では、こうした進出事例も目立っているようだ。

■ 陸路での越境輸送に残る課題

ただ、珠江デルタと ASEAN の中間に位置するという地理的優位性も、これを生かす陸路物流環境の改善も、現状をみる限り、まだまだ発展の余地があることは言うまでもない。特に、ASEAN との輸出入における陸路の利用が伸び悩んでいる。その要因の一つが中越国境を越えた向こう、ベトナム側のインフラと通関の問題だ。

中越国境からハノイまでのルートは国道1号のみ。ハノイ市内に入るまでのほとんどの区間は片道1車線で、一般道のため道幅が狭く、山間部では車道と歩道も分離されていない。ハノイ市近郊では交通渋滞が慢性化しているため、国境-ハノイ市内までの約180kmに4時間程度を要している。

また物流企業の間で問題となっているのが、国境での積み替えだ。中越国境ではかねて、両国を走行できるダブル・ナンバートラックの運行が課題となっているが、「政府間交渉が継続中で、いまだ実

現のめどが立っていない」(地場物流会社)。結果的に、国境を往来するトラックは、国境を越えた後、相手国側のトラックへ貨物を積み替えることを余儀なくされている。積み替えは破損などが発生しやすく、貨物を預ける企業にとっても物流企業にとってもリスクとなるため敬遠される傾向が強い。

さらに、企業の多くが問題視しているのが割高な輸送コストだ。中越陸路物流の利用は、中国からベトナム方向への輸送に偏っているため、「行きの荷物はあるが、帰りの荷物がない」という「片荷」のケースが多く、これが輸送料引き下げの壁となっている。陸路で ASEAN に最も近い広西に進出したにもかかわらず、対 ASEAN 貿易において陸路より時間がかかる海路を選択しているケースがまだまだ多いのも、こうしたさまざまな要因が背景となっている。これらの問題を改善し、企業がメリットを見出せるような物流上の実用性を備えることが、“ASEAN に近い”という広西の魅力を生分に発揮させることとなる。

■ 西部進出の展望は？

上述の広西をはじめ、西部地域はさまざまな側面において、発展途上の部分も少なくない。したがって、製造業であれば「西部大開発」政策による税制優遇措置を享受できるケースや、豊富な資源や農業・牧畜業を生かせる第1次産業関連業種、あるいは地元には有力なパートナーがいたり、労働力を必要とする加工貿易企業の衛星工場、サービス業であれば、競合他社が少なく先行メリットを生かせる企業などで進出検討の余地があると考えられる。

他方、既に述べた通り、沿海部に比べ割安な労賃はいずれ上昇の可能性が否めないほか、マネジ

メントクラスの人材や技術・専門職については、即戦力を期待するよりも、自ら育てる努力が必要とされる。外資企業に不慣れな分、各種手続きが遅延したり、輸出入通関におけるリスクや物流・商流にかかるコストが割高になる可能性も想定される。

西部への進出を展望するに当たっては、内陸部における所得水準の上昇と市場の潜在力の高さ、優遇措置をはじめとする行政支援といった強みと、発展途上であるがゆえの弱みを注意深く分析し、5年後、10年後の変化を念頭に置きつつ、ビジネス展開の方策を検討していく必要がある。



【India】インドの税制 第38回

2012年度インド予算案の概要 ～税制改正のハイライト(前編)～

東野 泰典、間瀬 康弘 KPMG インド

1 はじめに

2012年3月16日、インドのムカジー財務相より2012年度(2012年4月-2013年3月)インド国家予算案が発表された。歳入予算約9.77兆ルピー(前年度比22.7%増)、歳出予算約14.90兆ルピー(前年度比13.1%増)、財政赤字5.13兆ルピーとなっている。一方、2011年度(2011年4月-2012年3月)のインドの実質GDP成長率は6.9%にとどまり、昨年度の予算発表時に掲げた目標値(9%)を大きく下回るものとなった。特に製造業の成長率が3.1%(昨年度は8%)と大きく減速しており、インフレ対策のための金利引き上げが製造業者の設備投資意欲に水を差し、成長を減速させる結果になったことがうかがえる。なお、インドの主要産業であるサービス業の成長率は9.4%(昨年度9.3%)と安定している。このようなバックグラウンドから、2012年度予算案は経済成長を意識したものとなっており、2012年度のGDP成長率は7.6%を見込んでいる。また、与党が直前の州選挙に敗北したため、選挙の票田でもある貧困層対策も意識し、大幅な歳出削減策は見られなかった。

インドでは、例年予算案とともに主要な税制改正案が発表される。2012年度予算案における税制改正案は例年と比較しボリュームが大きくかつ重要な項目も多いため、本稿では発表された税制改正案のうち、法人税・移転価格税制関連項目を中心に、

日本企業に影響を与えることが見込まれる項目について解説する。(個人所得税および間接税関連項目については次号にて解説予定)。

2 直接税関連—法人税

2-1 法人税率

法人税率の変更は発表されなかった。実効税率は、内国法人(会社等)32.45%、外国法人(支店、プロジェクト事務所等)42.02%で現状のままである。

2-2 配当分配税(Dividend Distribution Tax)の段階的課税の一部廃止

インドでは、配当支払時に支払者に対して配当分配税(実効税率16.223%)が課せられる。インドの子会社から日本の親会社に配当を支払う際には子会社が配当分配税を支払うこととなるが、当該配当支払税は日本の親会社の法人税申告時に外国税額控除の対象とすることができず、追加コストとなっている。また従来は、インドに子会社・孫会社を保有する場合、孫会社から子会社への配当時および子会社から親会社への配当時と、それぞれ配当支払税が課せられていた。

本予算案による改正により、インド孫会社から支払われる配当金を原資として同一課税年度内にインド子会社が親会社へ配当する場合、孫会社から子会社への配当支払に対してのみ配当分配税が

課税され、インド子会社から親会社への配当時には配当分配税は課税されないこととされた(2012年7月施行)(図表1)。

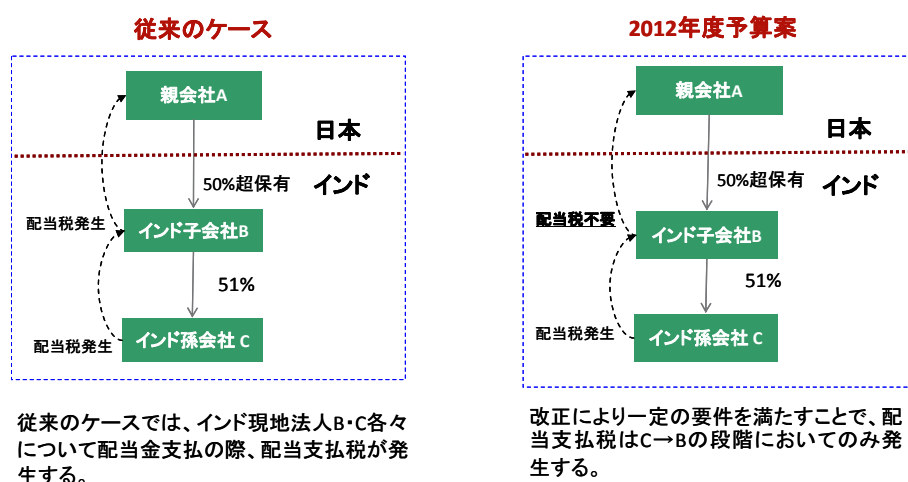
2-3 一般的租税回避防止規定(General Anti Avoidance Rule-GAAR)の導入

一般的租税回避防止規定とは、租税回避を意図した経済的合理性を欠く契約・権利・義務の創出や、実質的な目的が欠如した取引等について、“容認しがたい租税回避を伴う行為”(Impermissible Avoidance Arrangement)とみなされる場合に、税務当局が当該契約・取引等を否認することができる規定である。否認された場合、税金の追徴等が発生することになる。一般的租税回避防止規定は、税法上では明確に禁止されていないが明らかに税金回避を意図するような取引スキームを防止するための規定である一方で税務当局による恣意的な適用の可能性も懸念される。また、当該規定は租税条約の規定よりも優先して適用されることとされており、強い効力を持つことにも注意が必要である(2012年4月施行)。

2-4 インド法人株式等の間接的移転に関する課税範囲の拡大

2012年1月にインド最高裁判所で判決が行われたVodafone訴訟をはじめとして、インド非居住者間で行われる外国株式の売買に伴いインド法人の支

【図表1:配当分配税の段階的課税廃止】



配権が間接的に移転するケース¹について、キャピタルゲインの課税権をインド税務当局が有するか否か、また、株式を取得したインド非居住者がキャピタルゲインに関する源泉徴収義務を負うか否かの解釈をめぐる訴訟事例が多発していた。本件は、こうした状況に対応するための改正と考えられる。

インド所得税法第9条はインド国内源泉所得とみなされる所得の範囲を規定している。今回の改正では、間接的移転のうち一定の場合についてインド国内源泉所得とみなされる旨が明記された。また、同法第195条は源泉徴収義務について規定しているが、インド非居住者への支払いに対する源泉徴収について、その支払者はインドにおける所在を問わず源泉徴収義務者となる旨が明記された。なお、本改正は1962年4月から遡及適用されるため、現在進行中の税務訴訟案件への影響に注目したい。

2-5 ソフトウェア関連取引と源泉徴収税

ソフトウェアの使用権を与える取引に対する対価(ライセンスフィーを含む)はロイヤルティーに分類

¹ 売買対象となった外国株式の発行法人がインド法人に対する一定以上の出資により支配権を有している等のケース。

されることが明確に定義された。これにより、インド居住者がインド非居住者に対してソフトウェアの使用権に関する対価を支払う場合、ロイヤルティーと同様にインド国内において源泉徴収税の納付が必要となる。なお、本件についても1976年の6月から遡及適用されることに注意が必要である。

2-6 税務裁判プロセスに関する改正

インドの税務裁判プロセスは①税務当局上訴担当(Commissioner of Income Tax Appeal-CITA)への不服申し立て、もしくは、②争議解決委員会(Dispute Resolution Panel-DRP)への調停申し立てをもって開始される。このうちDRPは、CITAと比較して判決までに要する期間が短く、かつ納税者側が勝訴した場合には税務当局側が上訴できないというメリットがあった。しかし、本予算案による改正で、DRPの判決に対し税務当局側からも上訴が認められることになった(2012年7月施行)。

2-7 非上場会社が株式をプレミアム発行する場合

非上場会社がインド居住者に対し、株式を額面を上回る価額で発行(プレミアム発行)する際、払い込み価格のうち発行時の時価(Fair Market Value)を超えた超過部分(プレミアム)の金額は当株式の発行法人における課税所得となることが明記された(2012年4月施行)。

2-8 新所得税法(Direct Taxes Code-DTC)導入の延期

現行のインド所得税法(Income Tax Act, 1961)は、施行から長期間が経過していることから、現代の実情を反映し、直接税の効率性、公平性を高めることを目的とした新所得税法(以下、DTC)の導入が2009年に発表されていた。昨年度の予算案では

2012年4月1日より導入予定であることが報告されていたが、本予算案にて導入時期が延期されることが発表された。なお、具体的な導入時期については未定である。一方で、一般的租税回避防止規定や事前確認制度といったDTCにより導入予定であった制度が本予算案にて導入されており、DTCとの整合性を図る改正となっている。

3 直接税関連—移転価格税制

3-1 移転価格税制の対象となる国外関連取引の範囲明確化

以下に掲げる取引についても国外関連取引として移転価格税制の対象となることが明記された。本件は移転価格税制の対象となるか否かが明確でなかった部分を明らかにしたものである。改正が2002年4月1日より遡及適用されることから、進行中の移転価格税制関連訴訟案件への影響が想定される。

- 保証行為
- 事業再編、組織再編
- 通常の営業過程において生ずる権利・義務
- マーケティング資産や人的資産等の無形資産

3-2 事前確認制度(Advance Pricing Arrangements—APA)の導入

「事前確認制度」とは、企業が国外関連者と取引を行う際、その取引にかかる移転価格に関して、その企業が採用する独立企業間価格およびその算定方法の妥当性を、一定期間について、税務当局から事前に確認を受けるものである。企業にとって移転価格調査による更正リスク等の不確実性を排除することが可能となる。

インドにおける事前確認制度の確認対象期間は最長5課税年度と提案されている。また、ユニラテラル APA(インド当局のみとの事前確認制度)、バイラテラル APA(取引相手国の当局およびインド当局双方との事前確認制度)どちらも採用されるのか等の詳細は、本予算案では公表されていない。実務上の指針に関する発表が待たれる(2012年7月施行)。

3-3 適用対象取引の拡大

移転価格税制の対象取引として、新たに特定国内取引(Specified Domestic Transactions)という定義が設けられた。インド国内において関連会社間で行われる費用の支払等の特定取引のうち総額が年間5,000万ルピーを超える場合、移転価格税制コンプライアンス²の対象となる(2012年4月施行)。

3-4 許容される独立企業間価格からの乖離率の再設定

従前、移転価格税制上適正な取引価格である独

立企業間価格について、当該独立企業間価格と企業の国外関連者との取引価格の差額が±5%以内に収まる限り当該取引価格は妥当とされる規定が存在した。2011年度予算案において、±5%基準を変更する旨の発表が行われていたが、2011年度中には明確な規定は行われず、2012年度予算案において新たに当該レンジを±3%とする旨が明記された(2012年4月施行)。

3-5 コンプライアンスの厳格化

移転価格税制コンプライアンスの対象となる取引について、文書化もしくはインド勅許会計士の報告書(Form 3CEB)に含めることを漏らしてしまった場合には、当該取引額の最大2%がペナルティーとして課されることとされた(2012年7月施行)。

※次回は第14号に掲載します。

東野 泰典
(ひがしの やすのり)
KPMG インド
シニアマネジャー
米国公認会計士



2001年朝日監査法人東京事務所入社。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社及び外資系企業の会計監査業務、M&Aトランザクションサービス等に従事。07年8月～10年8月、あずさ監査法人からメキシコ・ティファナ事務所に赴任。10年10月よりKPMGインド・デリー事務所に日系企業担当シニアマネジャーとして赴任。投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。

間瀬 康弘
(ませ やすひろ)
KPMG インド
マネジャー
日本国公認会計士



2005年12月にあずさ監査法人東京事務所に入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、不動産会社等の会計監査及び国際会計基準に関するアドバイザリー業務に従事。10年7月よりKPMGインド・チェンナイ事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。南インドに在住する日本国公認会計士第一号として、投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。

² 文書化およびインド勅許会計士の報告書(Form3CEB)の取得。



【Vietnam】

ベトナム個人所得税

～出張者の免税適用における 実務上の留意点～

タ フォン リー I-GLOCAL CO., LTD.

1. はじめに

ベトナムでは近年、税務調査が強化されている傾向が見られ、ベトナム進出日系企業も例外ではない。こうした税務調査時に追徴課税や罰金を指摘される主な事項の一つに、出張者の個人所得税の問題がある。そもそも、日本とベトナムには租税条約があり、「183 日ルール」によって出張者はベトナムにおいて個人所得税の免税を受けられることになっている。しかしベトナム個人所得税法や租税条約を正確に理解していないことや、免税適用のための手続きを行っていないことによって、後の税務調査で想定外の多額の損失を被る事例が散見される。そこで、本レポートでは、ベトナムの個人所得税と租税条約上の出張者の免税に関する概略を説明したうえで、その実務上の留意点について説明する。

2. ベトナム個人所得税法の概略

日越租税条約に基づいた短期滞在者免税について説明する前に、まずは簡単にベトナム個人所得税法上の取り扱いについて説明しておきたい。ここでの留意点は、ベトナム個人所得税法では、1日でもベトナムに滞在すれば、ベトナムで個人所得税を申告・納税する必要があるということである。

2-1 ベトナム居住者と非居住者の区分

ベトナムの納税義務者は、ベトナム居住者と非居住者に分けられ、ベトナム居住者であれば全世界所得をベトナムで申告納税しなければならない、ベトナム非居住者であれば、ベトナム源泉所得のみをベトナムで申告納税することになる。ベトナムでは、下記の2つの条件のいずれかに当てはまる者を居住者とし、どちらにも当てはまらない者を非居住者としている。

- ① 暦年で、ベトナム国内に 183 日以上滞在するもの¹
- ② ベトナムで恒久的住居、または 90 日以上の賃貸契約を有するもの

②にのみ当てはまる者については、日本の税務署発行の納税証明書を取得することで、非居住者とみなされることができる。

2-2 ベトナム非居住者の納税

ベトナム非居住者は、ベトナム源泉所得のみに一律 20%の税率にて個人所得税を申告納税することになる。ベトナム源泉所得とは、実際に現地法人が支払う給与があり、それが妥当な金額であれ

¹ ベトナム入国初年度は、暦年ではなく、入国日から 365 日で判断される。

ばその給与となるが、一般的には現地法人からの給与の支払いはないため、出張者の年収の日割り計算に基づいたベトナム分の所得に、会社負担の各種手当(ベトナムでのホテル代、交通費等)を加算した金額とする。

3. 日越租税条約の短期滞在者免税の概略

上記でベトナム個人所得税法上は、1日でもベトナムに滞在すればベトナムで申告義務が発生することを説明したが、一方で日越租税条約では、暦年で183日未満の出張者は免税となっている。ここでの留意点は、租税条約が優先されるが、自動的に優先されるわけではないという点である。

3-1 短期滞在者免税

日本とベトナム間には、1995年に二重課税防止協定(租税条約)が締結されており、そこで、一方の国における非居住者に対して、短期滞在者免税措置が規定されている。短期滞在者免税措置は、下記の3つの要件をすべて満たさなければならない。

- ① ベトナム滞在期間が暦年で183日未満である
- ② 給与・報酬がベトナム現地法人から支払・負担されていない
- ③ 給与・報酬がベトナム国内の恒久的施設(PE²)から支払・負担されていない

ベトナム進出日系企業で、実際に免税要件を満たし、申請を行うケースで多いものは以下である。

- ベトナム非居住者である、駐在員事務所の

² PEには、外国企業のプロジェクトオフィスや、銀行や弁護士事務所など特殊業界の支店などが含まれる。

所長

- ベトナム進出前の調査を目的にベトナムに短期滞在する出張者
- ベトナム現地法人の内部管理を目的に定期的にベトナムに滞在する出張者
- ベトナム現地法人が研修目的で短期間受け入れる出張者

3-2 短期滞在者免税申請

日越租税条約に基づく短期滞在者免税措置は、自動的に適用されるものではなく、短期滞在者免税申請を行わなければならない。免税申請を行わない場合、ベトナム国内法が適用され、非居住者として個人所得税を申告納税しなければならない。なお、免税申請は規定では出張前の事前申請が条件となっているが、実務上は事後であっても申請が受理されている。

4. 免税適用における実務上の留意点

免税申請手続きがここ数年で本格的に運用され始めた手続きであるため、税務署側の実務が確立されておらず、個別の留意点を挙げればきりがなが、ここでは多くの企業に該当する主な留意点に絞って説明する。

4-1 免税申請を行った後も残るリスク

短期滞在者免税申請は、承認手続きではなく、受理手続きであるため、本申請を行えば必ず免税が確保されるというものではない。そのため、たとえ免税申請を受理されたとしても、将来的な税務調査で免税適用条件を満たしていないと判断され、追徴課税や罰金を課せられるリスクは残る。しかし、現

状では本申請以外に将来的な税務リスクを軽減する方法がないため、免税を受ける企業は、本申請を行ったうえで、税務署の受理印が押印された申請書をもとに、将来的な税務調査時に説明するしかない。

4-2 技術支援契約によってベトナムに派遣されている技術者

ベトナム進出日系企業で最も多い出張者は、現地法人の技術や生産管理を支援するためにベトナムに数カ月滞在する出張者である。そして近年、日本側の税務署の要求が厳しくなっていることもあり、日本本社とベトナム現地法人で技術支援契約などのサービス契約を結び、出張者の日当や経費などを現地法人から本社に支払っているケースが多い。しかし、この場合は、ベトナム現地法人から本人に直接給料を支払っていないものの、間接的に負担していることになり、3-1に記載した免税要件の②である「現地法人からの負担がない」という条件を満たさないことになってしまう。

従来は、企業側もベトナム税務署側も短期滞在者免税に関する知識が乏しかったため、日系企業を含めてほとんどの企業は上記のような出張者の所得税を支払っておらず、またそれが税務署に指摘されることもあまりなかった。そして、4-1に述べたように、免税申請が承認手続きでなくあくまでも受理手続きであるため、短期滞在者免税申請時には、サービス契約の有無までは当局が確認しないということもあり、厳密には免税要件を満たしていないことを承知で、将来的な税務調査の抗弁の材料として、短期滞在者免税を行う会社が多いのが現状である。

しかし、将来的な税務調査で厳密には短期滞在者免税を受けることができないと指摘されるリスクや、外国契約者税の支払いを行う際に登録したサービス契約³をきっかけに税務署から指摘を受けるリスクがあることをあらかじめ留意して、免税申請を行うか、非居住者として納税を行うかの判断を行うことお勧めする。

4-3 各ベトナム地方税務署による対応の違い

短期滞在者免税申請は、数年前まではほとんどの企業が行っていなかったということもあり、ベトナムの各地方税務署の理解は乏しい。最近申請事例が増えてきたホーチミン市とハノイ市を除く地域では、申請書を提出しに行くと、担当官が免税申請のことをまったく知らないということすらある。その場合、税務担当官に日越租税条約の内容や、短期滞在者免税申請の内容について説明しなければならない。

免税申請は、基本的に書類提出時に内容を確認され、問題なければその場で申請が受理されて手続き完了となるが、ハノイ市の場合は、あたかも承認手続きのように入念に審査が行われる。書類提出後、審査に2週間程度を要し、その際に不明点があれば、追加の説明や追加書類の提出を求められる。免税に該当すると判断された場合、「免税に該当する」という通知書が発行されることになる。

最近、日系企業の進出が目立ち始めているベトナム南部のブンタオ省は、税務署の管理が厳しく、

³ ベトナム現地法人から海外にサービス報酬を支払う際には、当該報酬が外国契約者税という源泉税の対象になるため、事前にベトナムの地方税務局に契約書を登録する必要がある。

免税申請においてもその適用条件を満たすか否かを厳しく審査する傾向があることも言及しておきたい。

4-4 日本の地方税務署発行の居住者証明書の取得

免税申請でメインとなる必要書類は、出張者本人の居住地の管轄税務署が発行する居住者証明書であるが、各地方税務署によって、取り扱いが異なるため留意が必要である。税務署が所定のフォームを有している場合はそのフォームで発行されるが、フォームがない場合は申請側で作成しなければならない。また、税務署によっては源泉徴収票や住民票などの提出に加え、ベトナムの短期滞在者免税申請の概要と居住者証明書が必要な理由の説明を求められることも多い。そのため、会計事務所に申請の概要と必要書類について十分に説明を受けた上で、管轄税務署に事前に必要書類等について確認を行うことをお勧めする。

5. おわりに

ベトナムにおける短期滞在者免税適用について説明したが、実際に制度を理解し、租税条約上の免税手続きの実施や、ベトナム国内法に基づく非居住者としての納税を適切に行っている日系企業はまだ一部に限られるのが現状である。しかし、税務違反に対する罰金が最大で納税すべき金額の2～3倍まで課され、そして過去5年間にまで遡って追徴・罰金を課することができるベトナムにおいて、そのリスクは非常に大きいと言える。税務調査が入って指摘される前に、現在と過去のリスクを洗い出し、今からでも適切な対応を開始することをお勧めしたい。

【参考文献】

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定(日越租税条約)
- 日越租税条約の適用ガイドラインとなる 2004 年 12 月 31 日付の通達 133/2004/TT-BTC
- 個人所得税法及び 2008 年 9 月 8 日付の政令第 100/2008/ND-CP 号の細則・施行ガイドライン 2008 年 9 月 30 日付の通達 84/2008/TT-BTC
- 税務管理法、政令 85/2007/ND-CP 及び政令 106/2010/ND-CP のガイドラインの 2011 年 2 月 28 日付の通達 28/2011/TT-BTC

※次回は第 14 号に掲載します。



I-GLOCAL
incubate the next



TA HUONG LY
(タ フォン リー)
マネージャー
I-GLOCAL CO., LTD.

1984 年生まれ。ハノイ大学日本語学科卒業。大学在学中、国費留学生に選抜され、東北大学日本文化研究科に1年間留学。大学卒業後、I-GLOCAL CO., LTD.に参画し、投資、人事労務、税務コンサルティングに従事。



【China】解説・中国ビジネス法務 第3回 著作権法(改正草案)の公開意見 募集に関する通知

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

一 改正の経緯

2012年3月31日、国家版權局は「中華人民共和國著作権法」(改正草案)(以下、「改正草案」)¹を公布し、第三回目の著作権法の改正についての意見募集を行いました。中国では1990年9月7日に初めて著作権法が制定され、その後2001年10月27日に一回目の改正が²、さらに2010年2月26日の第11回全国人民代表大会常務委員会第13次会議によって二回目の改正が行われました³。

なお、一回目および二回目の著作権法の改正の背景は、いずれも世界貿易機関(以下、WTO)と関連しております。すなわち、一回目の著作権法の改正の背景には、WTOに加盟するための直接的な必要性があり、二回目の著作権法の改正の背景には、中国のWTO加盟に関して米国との間で生じた知的財産権をめぐる紛争があります。

二回目の著作権法の改正の背景を少し具体的に説明すると、二回目改正前の著作権法第4条は「法律によって出版・伝達が禁止された著作物

は、本法による保護を受けない」と規定していました。しかし、当該規定に対して、米国が「中国において出版・伝達の許可を得ない限り、著作物は保護を受けないことを定めたものであって、外国の著作物に対して事前の許認可制度を設けること自体がTRIPS協定⁴の規定に違反する」と主張し、米国による当該主張がWTOの裁決によって認められたことが二回目の著作権法の改正の背景となっています。つまり、二回目の著作権法の改正は、中国の主導で行われたものではなく、WTOの裁決に基づけば受動的な改正と言えます。

これに対して、国家版權局による「『中華人民共和國著作権法』(改正草案)の概略説明」(以下、概略説明)によれば、三回目の著作権法の改正は、自国の経済発展および科学技術の進歩ならびに国際社会環境に適応するための自発的かつ全面的な改正を目指しているとのことでした。

以下では、三回目の著作権法の改正の内容について、簡単に紹介したいと思います。

二 改正草案の内容

¹ 正式名称は「『中華人民共和國著作権法』(改正草案)の公開意見募集に関する通知」。

² 「『中華人民共和國著作権法』の改正に関する決定」であり、全国人民代表大会常務委員会より、2001年10月27日採択にされ、同日施行されました。

³ 同改正法は2010年4月1日より施行されました。

⁴ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定。WTO設立協定の付属議定書の1つ。知的財産権全般(著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路配置、非開示情報)の保護について規定している。

(1) 実演家の録音製品の貸与権

改正草案では、実演家（歌手、俳優等）の録音製品の貸与権⁵に関する規定が追加されました⁶。実演家の貸与権は『実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約』の第9条が規定しており、中国は2007年に同条約を締結しています。しかし当時、中国の国内法は実演家の貸与権に対して規定を設けていなかったため、長期にわたって中国の「著作権法」は同国際条約に適合していませんでした。そこで、改正草案は、実演家の貸与権の規定を追加することによって、中国の「著作権法」と同国際条約の一致性を保つことを目指しております⁷。

(2) 著作権集団管理組織による拡大集団管理制度

改正草案では、著作権集団管理組織による拡大集団管理制度⁸の規定が設けられました。著作

権集団管理制度は、多くの利用者が法に基づいて著作物を利用する重要な手段でもあり、中国においても一連の著作権集団管理組織が立ち上げられています。しかし、社会各界の著作権集団管理に対する認識と知識はいまだに不十分であり、多くの著作権者が相応の集団管理組織に加入していません。そのため、実際上の問題として、多くの利用者は法に基づいて著作物を利用しようという意思があるにもかかわらず、当該著作物の権利者を見つけることができないという状況がしばしば発生していました⁹。そこで、利用者の著作物利用上の困難を解決するため、改正草案では、北欧諸国の著作権集団管理制度を参考にして、拡大集団管理制度を規定しました。具体的には、国務院著作権行政管理部門が幅広い代表権を備えた著作権集団管理組織に対し、同組織が非会員を代表して拡大著作権集団管理業務を展開することを許可しています。

(3) 著作権関連紛争についての行政調停制度

改正草案では、著作権関連紛争についての行政調停制度¹⁰に関する規定などが追加されました。これは、著作権関連紛争に関する案件量および規模ともに増大化しているため、改正草案は一つの試みとして、著作権事件の行政調停制度を規定することによって、著作権行政管理機関の専門性という長所を十分生かし、行政調停の効率

⁵ 自分の歌唱や演奏が収録されたCDをレンタルによって公衆に提供する権利をいいます。

⁶ 改正草案では以下のように規定されております。
第三十二条 実演家はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。

- 一、実演家の身分を表示する権利
- 二、実演イメージが歪曲されないよう保護する権利
- 三、他人が無線または有線方式により現場から実演を公開中継する権利
- 四、他人が実演を録音、録画することを許諾する権利
- 五、他人がその実演を収録した録音録画製品または当該録音録画製品の複製品を複製、頒布、貸与することを許諾する権利

⁷ 概略説明においても同様の説明がなされております。

⁸ 中国語の原文は「延伸性管理」であり、改正草案では以下のように規定されております。第六十条 著作権集団管理組織は権利者の授権を得、かつ、全国的に権利者の利益を代表できる場合、国務院著作権行政管理部門に対し全体権利者を代表して著作権または著作隣接権を行使することを申請できる。権利者が書面で集団管理を行なってはならないと表明している場合はこの限りではない。

⁹ 概略説明においても同様の説明がなされております。

¹⁰ 改正草案では以下のように規定されております。
第八十三条 著作権行政管理部門は著作権紛争調停委員会を設立し、著作権又は著作隣接権にかかる紛争の調停を担当する。調停での合意内容は法的拘束力を有し、一方の当事者が調停での合意内容を履行しない場合、もう一方の当事者は人民法院に司法確認及び強制執行を請求することができる。著作権調停委員会の構成、調停手続およびその他事項については、国務院著作権行政管理機関が別途規定する。

的で利便性も高いという特徴を発揮するとともに、当事者の訴訟コストを減らし、裁判所部門の負担を緩和することを目的としております¹¹。

なお、概略説明によれば、行政調停制度は多くの手続き規定が必要であるため、改正草案では原則的な規定を設けるにとどまり、具体的な規定は別途規定することを予定しているとのことです。

(4) 著作権法定許諾制度

日本の報道でも若干注目されている点ですが、改正草案第 46 条および第 48 条によれば、録音製品が初めて発行されてから3カ月経過すると、その他の録音製作者は、(1) 国務院著作権行政管理部門への事前届出、(2) 著作者の姓名、著作物の名称および著作物の出典の明示、および(3) 使用後1カ月以内に国務院著作権行政管理部門が定める基準に従った著作権集団管理組織に対する使用料の支払い——という条件を満たせば、著作者の許可を得ずに、その音楽著作物を利用して録音製品を製作することができることと規定されております。

なお、当該規定に対しては、中国音楽業界の関係者から、音楽著作物の無断利用を助長する規定であるとの批判がありますが、この点につき、国家版權局によれば、当該規定の適用は、事前届出や使用料の支払い等の条件を満たすことが必要であり、音楽著作物の無断利用を助長するものではないとの説明がなされています。

三 若干の考察

改正草案はあくまでも改正草案であって、正式

に公布された法令ではありません。そのため、今後さまざまな業界や各方面からの意見を募集し、当該意見を参考にして正式に三回目の著作権法の改正が行われます。例えば、上記のように、著作権法定許諾制度に対しては、中国音楽業界の関係者から音楽著作物の無断利用を助長する規定であるとの批判がなされています。また、一般社団法人日本音楽協会は 2012 年4月 25 日、国家版權局に意見書を提出しており、当該の意見書には、「著作権法定許諾制度は各国の著作権法にもみられるものであるが、適切な形で著作権法定許諾制度を設けるべきであり、出版後3カ月という期間はあまりに短く、少なくとも日本と同様に3年間は設けるべき」などの意見が記載されております。

したがって、さまざまな業界や各方面による上記のような議論が、今後の著作権法の改正作業にどのような影響を与えるかが注目されるものと思われます。

※次回は第 14 号に掲載します。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎

森・濱田松本法律事務所
弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所にアシエイトとして参加、現在に至る。

¹¹ 概略説明においても同様の説明がなされております。

Business 【China】



ISO26000 の基本的原則と 関連する中国法の存在

潘 立冬 敬海法律事務所

はじめに

2009 年に北京で開催された企業の社会的責任についての検討会において、「2009 年の中国における社会的責任の欠如を示す事例」が発表された。トップには三鹿粉ミルク事件が挙げられ、企業の責任意識の欠如、食品安全管理の不徹底など、数々の社会的問題点が暴露された。また、2010 年には、大手海外メーカーと取引のあるフォックスコン社員の相次ぐ飛び降り自殺により、中国企業が利益追及に走るあまり内部管理を怠り、労働者の権利を軽視しているのではないかといった懸念が提起された。事実、米関連機関によるフォックスコンに対する調査などから、国際社会が中国企業による労働者保護に注目していることが見て取れる。

中国経済が急速に発展している現在、中国が企業の社会的責任に関連する法令を早急に整備し、その遵守徹底を図ることは、中国企業の社会的責任をめぐるイメージと国際競争力の向上を図る上で急務となっている。

こうしたなか、国際標準化組織(International Organization for Standardization、以下、ISO と省略する)は 2010 年 11 月 1 日、企業を含むあらゆる組織が「社会的責任」の概念に共通認識を持ち、取り組みを進めていくための規範として、従来の企業 CSR (Corporate Social Responsibility) を元に、

ISO26000「社会的責任規格」を発行した。これに伴い、ISO26000 が社会的責任の推進における重要なスタンダードとして位置づけられる傾向が企業の間で強まっている。

以下、ISO26000 の概略とその定着に資するであろう現行中国法の紹介を行う。

1. ISO26000 とは

企業の社会的責任とは、企業が事業利益を通して株主の利益を保証すると同時に、労働者および消費者、ならびに社会および環境に責任を果たすことを指す。これには、企業倫理の遵守や製品生産における安全性の確保、職場環境への配慮、労働者に対する合法的権利・利益の保証、環境保護、慈善事業や公益事業への積極的な参入などが含まれる。その本質は、企業が利益の最大化や単なる法令順守を超え、人をその活動の中心に据え、労働者および消費者ならびに環境および社会に対する義務を果たすことである。これはまた、企業の価値観が利益中心型から社会中心型へと移行する過程であると捉えることもできよう。ただ、ISO26000 は社会的責任の国際規格ではあるものの、あくまでガイダンスに過ぎず、その使用については各国・組織に主体的選択の余地が残されており、強制力を持つものではない。また、マネジメントシステム規格ではないため、第三者認証を目的とするものでも

ない。

ISO26000 は次の7つの部分により構成されている。

- ① 適用範囲
- ② 用語および定義
- ③ 社会的責任の理解。これには、社会的責任の歴史的背景、最新の動向、特徴、国家との関係に関する理解を含む
- ④ 社会的責任の原則。原則には説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダー(利害関係者)の利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重の以上7点を含む
- ⑤ 社会的責任の認識およびステークホルダーエンゲージメント(利害関係者の関心事項を理解するために行われる取り組み)
- ⑥ 社会的責任の中核主題。すなわち、組織管理、人権、労働者保護、環境保護、公正な取引、消費者保護、社会の発展に関するガイダンス
- ⑦ 組織(企業を含む)が社会的責任を統合するためのガイダンス

ISO26000 は、従来の社会的責任の内容と比較し、以下に挙げるいくつかの点で画期的な側面を持っている。

- (1) ISO26000 は企業にとどまらず全世界のあらゆる組織を対象とする。つまり、組織の大小といった規模や、発展途上国または先進国といった所在地、官・民、営利・非営利の違いにかかわらず適用される。
- (2) ISO26000 は社会的責任を明確に定義した初の文書である。「透明性のある倫理的な行動を通じて、組織は自らの戦略や活動が社会に与える影響に責任を持たなければならない。健康や社会福祉などに関するステークホルダーの希望に配慮するとともに、透明性のある倫理的な行動により、持続可能な社会の発展の実現に寄与し、現行の法律や国際的行動規範を尊重しつつ、組織全体に浸透させ、あらゆる場面で実行されなければならない」としている。これまで認識が必ずしも一致しなかった「倫理的な行動」という概念の明確化は、複雑な問題を処理するにあたり、社会的責任に関する認識の相違から生じる誤解を最小限に抑え、関係者がほぼ一致した認識のもとで社会的責任という大きな問題を検討し、推進し、発展させる上で重要な意義を持つ。
- (3) 「透明性」が重要視されている。倫理という言葉は、国や環境によりそれぞれ違う意味合いを帯びるため、「透明性」の原則は特に重要なものとなる。「透明性」とは、組織が社会、経済および環境に影響を与える戦略や活動について、合理的な方法で外部に公開することを指す。また公開に際しては明瞭、正確、迅速、誠実かつ全面的な開示でなければならない。公開すべき内容には、社会、経済、および環境に与えることが確実視される影響のほかに、影響を与える可能性のあるものも含まれる。
- (4) ISO26000 には組織活動における7つの中核的テーマが挙げられている。すなわち、組織

統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者問題、コミュニティへの参画およびコミュニティの発展である。各主題の定義の明確化は、各組織が自らの特徴や実情に応じて選択・適用するうえで有効である。例えば、「人権」には、市民権と政治的権利、社会経済・文化的権利、社会的弱者の権利、および労働中の基本的な権利が含まれる。また「環境」には、環境に対する責任を負うこと、環境に優しい技術の開発と運用、循環型経済への転換、汚染の防止、持続可能な消費、気候変動への対応策、自然環境の保護と復元などが含まれている。

- (5) ISO26000 は、ステークホルダー間の利害関係を分析・モデル化し、その利害関係を調整するツールについて、包括的、かつ、詳細に説明している。このモデルを参照することにより、各企業は系統的にステークホルダーの持つ企業の社会的責任への期待と要求を分析することができる。このため、分析に基づき適切な取り組みを行うことにより、企業はステークホルダーとの関係を円滑に保ち、健全で持続可能な発展を促進することができる。

2. ISO26000 の定着を促す現行の中国法

組織が目指すべき姿とは、責任と競争力が表裏一体となって相互に補完し合う関係にあり、責任の履行が競争力の源泉となり、競争力を持つほど社会的責任を重視する状況が理想的であろう。しかし、中国においては組織(企業も含まれる)の社会的責任に対する取り組みはいまだ初期段階にあるため、定着を図る上で法律法規や強制力のある公的ガイ

ドラインが必要不可欠といえる。中国各部門の法律や関係する公的ガイドラインを見ると、社会的責任の導入に資するといえる法律法規の存在が指摘できよう。

(1) 環境保護

中国憲法は国家が生活環境と生態環境を保護また改善し、汚染と他の公害を防止すべきと規定している。また、全国人民代表大会常務委員会は 1982 年以降、「中華人民共和国海洋環境保護法」、「中華人民共和国水質汚染防止法」、「中華人民共和国大気汚染防止法」を公布し、また 1989 年 12 月 26 日には「中華人民共和国環境保護法」も公布した。その他、国務院は一連の環境保護と汚染および公害の防止に関する行政法規を公布している。自然環境や資源の破壊などの行為は、その程度が著しい場合、刑法により公共安全危害罪、または社会主義経済秩序破壊罪にあたると定められている。

さらに、2002 年 6 月 29 日に公布し、同年 11 月 1 日に施行した「中華人民共和国安全生産法」の第 2 条では安全生産法の適用範囲を明示し、また第 3 条では安全生産の原則を明確化するとともに、事故発生の未然防止を中心に、安全第一を謳っている。さらに第 6 章では、同法に違反した場合に負うべき民事、行政、刑事責任などについても詳細に規定した。

2002 年 6 月 29 日に公布された「中華人民共和国衛生的生産の促進法」、さらに 2003 年に公布、2012 年 2 月 29 日に修正された「『衛生的生産の促進法』徹底に関する若干意見」の第 2 条では衛生的生産を定義している。また、第 3 章で衛生的生産の実施に関する具体的な内容を提示したほか、第 5

章では衛生的生産の条項に違反した場合の法的責任を詳細に規定している。

(2) 公正な事業慣行

1993年12月1日公布の「中華人民共和国独占禁止法」第2章では不正行為の種類と認定方法を規定し、第4章では違反した場合の法的責任を明示している。

腐敗防止に関しては、中国「刑法」第160条が企業や社員の賄賂罪について規定しており、「入札法」第32条でも入札時の賄賂を禁止している。それに加え、2005年10月に中国が「腐敗の防止に関する国際連合条約」を批准したことは、中国国内における腐敗防止活動を強化し、国際協力を促進することに重要な意義をもっている。

(3) 労働慣行

2005年10月27日に改正された「中華人民共和国企業法」、「中華人民共和国労働法」、「中華人民共和国労働契約法」は、企業が持つべき社会的責任を包括的に規定している。企業法第17条は企業が社員の合法的な権利を保障すべきであるとしている。また企業は法律に従って、社員と労働契約を結び、社会保険に加入させ、労働者の権利保護を強化することにより、安全生産を実現させるべきであり、企業は社員のキャリア教育や職業トレーニングの機会を提供し、社員の育成に努めるべきであるとしている。その他、2011年に改正された「職業病予防法」は、職業病を予防し、その危険性をコントロール・排除し、労働者の健康を保護するのに重要な役割を果たしている。

(4) 消費者問題

1993年に公布された「中華人民共和国消費者の権利と利益の保護法」は包括的な消費者保護法である。この法律の公布は、中国が公正で秩序ある市場経済を確立する上で重要な役割を担っており、企業と消費者間の取引における力関係の均衡を図るのに寄与している。また、この法律は企業と消費者間の調整を図るうえで、任意、平等、公平、誠実および信義に則り、すべての組織と個人は消費者が損害を被ることがないように監督することを促している。また、第2章では、保護される消費者の権利を規定している。例えば、消費者の安全保証権、知る権利、自主選択権、公平な取引をする権利、賠償請求権、団体成立権、関連知識の習得権、人格・尊厳・民族習慣を尊重される権利、監督・批判・アドバイス・調査・起訴する権利などである。さらに、経営者の虚偽広告や消費者に対する誤った誘導の禁止、また、他人の健康や財産を危険にさらす商品、国家標準や業界標準に満たない商品の提供も禁止している。その他、「民法通則」、「生產品質法」、「食品衛生法」、「価格法」なども、それぞれについて規定している。

3. 社会的責任に関する事例

中国にも社会的責任において先進的な組織が存在する。以下、いくつか事例を挙げてみたい。

(1) 国家電網会社が2006年3月10日に発表した「2005年社会責任報告書」は、国有企業が初めて正式に発表した社会的責任に関する報告書で、企業が主体的に社会的責任を果たす上でのモデルとなっている。全16カ条からなる報告書の第2項では、「企業の社会的責任」とは「企業は株主や国有の資

産を維持・拡大する責任があり、それは、政府や社会に対する責任でもあり、政治的また社会的責任を果たすことと同一である」と規定している。また、「成長に向かって邁進し、企業の持続的な発展により社員の成長を助け、顧客満足度や政府の安心度を高め、経済的な発展と調和のとれた社会の形成を促進する」ともしている。

(2) 中国銀監会は 2007 年 12 月、「大型商業銀行の社会的責任に関する意見」を発表し、銀行業という金融機構の社会的責任として以下の内容を明示した。

- ① すべての株主に公平な態度を保ち、株主の合法的な権益を保護すること
- ② 人を組織の中心に据え、社員の合法的な権益を重視し保護すること
- ③ 営業は誠実を旨とし、顧客の合法的な権益を保護すること
- ④ 不正な競争、賄賂、マネーロンダリングに断固反対し、自由で良好な競争環境を作ること
- ⑤ 資源の節約、自然環境の保護・改善を図ること
- ⑥ 金融サービスの環境を改善し、コミュニティの発展を促進すること
- ⑦ コミュニティーの発展に鋭い関心を示し、社会的公益事業の発展を積極的に支持すること

(3) 中国銀行協会は 2009 年 1 月 12 日、「中国銀行業金融機構企業の社会的責任に関するガイダンス」を発表し、その第 3 条では銀行業の社会的責任を定義し、銀行業という金融機構はその株主、社員、消費者、商業上のパートナー、政府、コミュニティなどのステークホルダーと対話しつつ、社会と環境の持続可能な発展を促進させるために経済的、法律

的、道徳的、慈善的責任を担うべきである、としている。また、第五章では外部機関による評価制度と情報の開示制度の確立についても明示している。

まとめ

各組織における社会的責任の履行は、中国経済全体の持続可能な発展を実現する上で必要不可欠であることは論を待たない。しかし、利益追求が第一目標とされるのが一般的である中国企業にとって、その導入は簡単ではない。それゆえ、ISO26000 の啓発と普及は、中国経済の今後の更なる発展を促す上で大いに期待される。本論で述べたとおり、中国においても社会的責任にかかわる法整備は一定程度進んでおり、積極的に取り組み始めている組織もいくつか見受けられる。とはいえ、この分野において中国は発展途上の段階にある。隣国にある日本企業の社会的責任に対する取り組み状況が刺激となって、中国に好影響を与えてくれることが期待されよう。

※次回は第 14 号に掲載します。



敬海法律事務所
WANG JING & CO. Law Firm

潘 立冬
パートナー弁護士
ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了（国際法専攻）、1998 年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了（保険法、銀行商事法、会社法等を専攻）。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



アジア各国・地域

主要経済指標

～国内総生産(GDP)編～

アジア各国・地域の経済規模

	香港			中国			台湾		
	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル
07年	2,071	6.9	29,941	34,940	1,321.3	2,644	3,931	23.0	17,154
08年	2,154	7.0	30,956	45,195	1,328.0	3,403	4,001	23.0	17,399
09年	2,093	7.0	30,019	49,902	1,334.5	3,739	3,775	23.1	16,359
10年	2,242	7.1	31,917	59,305	1,340.9	4,423	4,301	23.2	18,588
11年	2,433	7.1	34,406	72,981	1,347.4	5,415	4,669	23.2	20,139

	韓国			シンガポール			マレーシア		
	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル
07年	10,492	48.5	21,595	1,776	4.6	38,700	1,868	27.2	6,874
08年	9,314	48.6	19,058	1,900	4.8	39,254	2,226	27.5	8,093
09年	8,341	48.7	16,983	1,856	5.0	37,220	1,929	27.9	6,920
10年	10,149	48.9	20,556	2,274	5.1	44,789	2,378	28.3	8,423
11年	11,162	49.0	22,441	2,598	5.2	50,128	2,787	28.6	9,767

	タイ			インドネシア			フィリピン		
	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル
07年	2,470	63.0	4,007	4,322	225.6	1,915	1,494	88.7	1,683
08年	2,726	63.4	4,143	5,102	228.5	2,233	1,742	90.5	1,925
09年	2,637	63.5	3,939	5,396	231.4	2,332	1,683	92.2	1,824
10年	3,189	63.9	4,736	7,080	237.6	2,979	1,996	94.0	2,122
11年	3,456	64.1	5,117	8,468	237.0	3,574	2,248	95.9	2,346

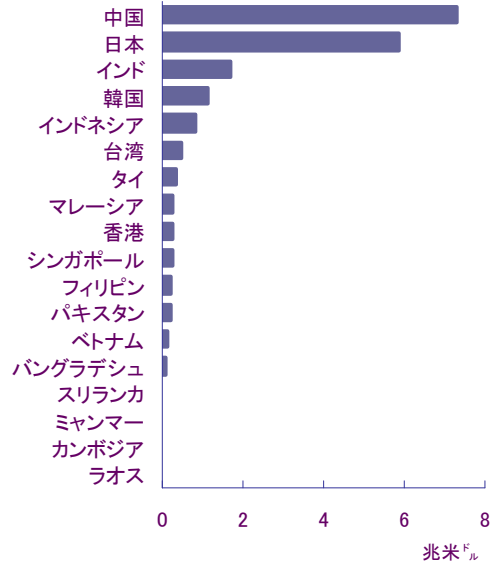
	ベトナム			インド			バングラデシュ		
	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル
07年	709	84.2	843	10,667	1,131.0	943	686	140.6	487
08年	911	85.1	1,052	11,833	1,148.0	1,031	796	142.4	559
09年	972	86.0	1,064	11,964	1,161.0	1,030	891	144.2	620
10年	1,064	86.9	1,169	15,054	1,177.0	1,279	997	146.1	687
11年	1,236	87.8	1,375	17,112	1,206.9	1,389	1,062	147.9	755

	カンボジア			ラオス			ミャンマー		
	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル
07年	86	14.3	656	42	5.9	717	202	57.6	350
08年	103	13.4	773	53	6.0	881	314	58.8	533
09年	103	14.8	765	56	6.1	912	352	60.0	587
10年	113	15.0	830	68	6.3	1,094	454	61.2	742
11年	129	15.1	852	79	6.6	1,204	519	62.4	832

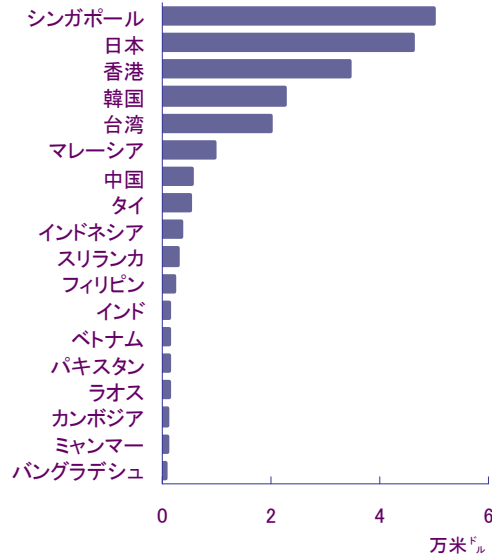
	パキスタン			スリランカ			日本		
	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル	名目 GDP 億米ドル	人口 百万人	1人当たり GDP 米ドル
07年	1,430	163	904	324	20.0	1,634	43,563	128.0	34,017
08年	1,638	166	1,017	407	20.2	2,014	48,492	128.1	37,848
09年	1,621	170	964	421	20.5	2,057	50,351	128.0	39,307
10年	1,770	174	1,031	496	20.7	2,400	54,884	128.1	42,876
11年	2,113	177	1,205	592	20.9	2,836	58,695	127.8	45,996

(注)斜体字は IMF 推計値。
(資料)IMF、CEIC

経済規模(名目GDP)



1人当たりGDP



(注)一部 IMF 推計値を含む 2011 年データ。
(資料)IMF、CEIC

アジア各国・地域の経済成長率

(前年比%)

年	期	日本	香港	中国 (全体)	中国 (広東省)	台湾	韓国	シンガ ポール
02		0.3	1.8	9.1	12.4	5.3	7.2	4.2
03		1.7	3.0	10.0	14.8	3.7	2.8	4.6
04		2.4	8.5	10.1	14.8	6.2	4.6	9.2
05		1.3	7.1	11.3	14.1	4.7	4.0	7.4
06		1.7	7.0	12.7	14.8	5.4	5.2	8.8
07		2.2	6.4	14.2	14.9	6.0	5.1	8.9
08		▲1.0	2.3	9.6	10.4	0.7	2.3	1.7
09		▲5.5	▲2.6	9.2	9.7	▲1.8	0.3	▲1.0
10		4.4	7.0	10.4	12.4	10.7	6.3	14.8
11		▲0.7	5.0	9.2	10.0	4.0	3.6	4.9
10年間平均		0.7	4.5	10.6	12.8	4.5	4.1	6.3
10	1Q	4.8	8.0	12.1	12.5	12.9	8.7	16.5
	2Q	4.4	6.8	10.3	10.2	13.0	7.6	19.8
	3Q	5.5	6.9	9.6	12.3	11.2	4.5	10.6
	4Q	3.1	6.6	9.8	13.4	6.5	4.9	12.5
11	1Q	▲0.3	7.6	9.7	10.5	6.6	4.2	9.1
	2Q	▲1.7	5.3	9.5	10.1	4.5	3.5	1.2
	3Q	▲0.4	4.3	9.1	9.9	3.4	3.6	6.0
	4Q	▲0.6	3.0	8.9	9.6	1.9	3.3	3.6
12	1Q	-	-	8.1	7.2	0.4	2.8	-

年	期	マレー シア	タイ	インド ネシア	フィリピン	ベトナム	スリ ランカ	インド
02		5.4	5.3	4.5	3.6	7.1	4.0	4.6
03		5.8	7.1	4.8	5.0	7.3	5.9	6.9
04		6.8	6.3	5.0	6.7	7.8	5.4	7.6
05		5.3	4.6	5.7	4.8	8.4	6.2	9.0
06		5.8	5.1	5.5	5.2	8.2	7.7	9.6
07		6.5	5.0	6.3	6.6	8.5	6.8	9.7
08		4.8	2.5	6.0	4.2	6.3	6.0	7.5
09		▲1.6	▲2.3	4.6	1.1	5.3	3.5	7.6
10		7.2	7.8	6.2	7.6	6.8	8.0	8.5
11		5.1	0.1	6.5	3.7	5.9	8.3	7.1
10年間平均		5.1	4.2	5.5	4.9	7.2	6.2	7.8
10	1Q	10.1	12.0	5.9	8.4	5.9	7.1	9.4
	2Q	9.0	9.2	6.3	8.9	6.3	8.5	8.5
	3Q	5.3	6.6	5.8	7.3	7.4	8.0	7.6
	4Q	4.8	3.8	6.8	6.1	7.2	8.6	8.3
11	1Q	5.2	3.2	6.4	4.6	5.4	7.9	7.8
	2Q	4.3	2.7	6.5	3.1	5.7	8.2	7.7
	3Q	5.8	3.7	6.5	3.6	6.1	8.4	6.9
	4Q	5.2	▲9.0	6.5	3.7	6.1	8.3	6.1
12	1Q	-	-	6.3	-	4.1	-	-

年	バングラ デシュ	カンボ ジア	ラオス	ミャン マー	パキス タン
02	4.4	6.6	6.9	12.0	3.2
03	5.3	8.5	6.2	13.8	4.8
04	6.3	10.3	7.0	13.6	7.4
05	6.0	13.3	6.8	13.6	7.7
06	6.6	10.8	8.6	13.1	6.2
07	6.4	10.2	7.8	12.0	5.7
08	6.2	6.7	7.8	3.6	1.6
09	5.7	0.1	7.6	5.1	3.6
10	6.1	6.0	7.9	5.3	4.1
11	6.7	6.1	8.3	5.5	2.4
10年間平均	6.0	7.8	7.5	9.8	4.7

(注)斜体字は IMF 推計値。(資料)IMF、CEIC

Back Issues

2011年6月発行 第3号

- ・香港統括会社の設立に伴う香港・中国拠点の組織再編
- ・アジアで不動産バブルは発生しているか(前編)
- ・Vietnam: ベトナムにおける外貨建取引の留意点
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～総論～
- ・Cambodia: カンボジア人事労務制度
- ・China: 中国ビジネス法律講座(31) 震災に伴う生産調整にかかる労務対策について
- ・Hong Kong: 国際税務講座第(16) 日本・香港の移転価格税制
- ・アジア各国・地域主要経済指標～物価・雇用・所得編

2011年7/8月発行 第4号

- ・中国一極集中からアジア全域へターゲットを広げる日本企業～アジアビジネスに関するアンケート調査より～(1)
- ・アジアで不動産バブルは発生しているか(後編)
- ・華南と華東の狭間で～中国江西省中・北部のいま～
- ・India: LLP(有限責任事業組合)に対する外国直接投資の開放
- ・Vietnam: ベトナムにおける経営管理上の留意点(2) 人事労務
- ・China: 中国における民事訴訟(4)
- ・China: 持分出資関連規定の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

2011年9月発行 第5号

- ・オフショア人民元センターへの青写真～中国との連携深める香港の活用法
- ・中国一極集中からアジア全域へターゲットを広げる日本企業～アジアビジネスに関するアンケート調査より～(2)
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～上場企業の買収
- ・Vietnam: 法人税優遇と欠損金
- ・China: 中国ビジネス法律講座(32) 深圳経済特区前海深みなとサービス業協力区条例
- ・Hong Kong: 国際税務講座第(17) IFRSの新たな指針
- ・アジア各国・地域主要経済指標～対外経済編

2011年10月発行 第6号

- ・中国ネットショッピング市場への参入～中国ネットショッピングサイト出店の実務～
- ・中国内陸部の投資環境を探る～河南省鄭州市のいま～
- ・中国・アジアの金融証券市場[1]AAA評価のシンガポール・香港
- ・India: インドの税制[35]「Point of Taxation Rules, 2011」の施行とサービス税
- ・Vietnam: ベトナムにおける会計資格および会計事務所としての法的要件
- ・China: 広州市における地域本部企業設立の優位性
- ・アジア経済情報: アジア概況

2011年11月発行 第7号

- ・東日本大震災が日本産業に与える影響～産業空洞化と日本企業の選択～
- ・中長期的な住宅供給拡大を目指す香港～2011/12年香港施政方針より～
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～非公開企業の買収と税務上の留意点～
- ・Vietnam: ベトナムへのM&Aと税務上、会計上の留意点
- ・China: 外国投資者による国内企業のM&Aに対する安全審査制度
- ・Hong Kong: 租税条約
- ・アジア各国・地域主要経済指標～為替レート編～

2011年12月発行 第8号

- ・震災越え国内市場に傾注する華南自動車産業
- ・企業が抱える来料独資化後の問題点
- ・Market: 日本取引所はアジアのリーダーを目指すのか
- ・India: インドの税制(36)南インド地域における会社設立実務
- ・Vietnam: 外国契約者税をめぐる矛盾点と租税条約に基づく対処法
- ・China: 解説・中国ビジネス法務(1)外資 M&A に対する安全審査制度の実務
- ・China: 「輸出入食品安全管理弁法」について
- ・アジア各国・地域主要経済指標～金利編～

2012年1/2月発行 第9号

- ・災害乗り越えアジアへの展開加速目指す日系企業
- ・タイ洪水被害における日本企業の被災状況
- ・2012年香港賃金動向
- ・香港における外食ビジネス参入の魅力
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～事業譲渡、合併および会社分割における税務上の留意点～
- ・Vietnam: 現地法人設立直後の会計・税務実務(前編)
- ・China: 労務派遣雇用にかかわる若干の注意事項
- ・Hong Kong: 平成24年度(2012年度)税制改正大綱
- ・アジア経済情報: アジア概況

2012年3月発行 第10号

- ・インドネシアの労働事情
- ・世界トップの香港ワイン市場
- ・India: インドの税制(37)インドにおける移転価格税制税務調査・税務裁判プロセスの概要
- ・Vietnam: ベトナムにおける経理人材と経理業務構築
- ・China: 解説・中国ビジネス法務(2)労働報酬支払拒否罪について
- ・China: 「外商投資産業指導目録」(2011年改訂)の解説
- ・Hong Kong: 平成24年度(2012年度)税制改正大綱
- ・アジア各国・地域主要経済指標～株式市場編～

2012年4月発行 第11号

- ・中国中部地域における日系企業の動きと展望
 - ▶ 中部振興策と内陸市場目指す日系企業
 - ▶ 中部振興戦略と武漢への進出
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～インド市場からの撤退および閉鎖における留意点～
- ・Vietnam: 現地法人設立直後の会計・税務実務(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座(35)華南における労働者雇用の現況と法務リスク
- ・Hong Kong: 国際税務講座(20)中国におけるPE課税
- ・Macro Economy: アジア経済情報: アジア概況

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

みずほコーポレート銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

TEL (852) 2102-5486

産業調査部直投支援室

TEL (03) 5222-5077

産業調査部アジア室(在シンガポール)

TEL (65) 6416-0344